

■ 特定建築物の定期報告

●報告時期 ○経過措置が適用される特定建築物の初回報告時期

No.	用途	定期報告が必要な建築物		定期報告の時期及び経過措置											
		政 令 【避難階のみを当該用途に供するものを除く】	細 則	H30年		H31年		H32年		H33年		H34		H35	
				2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月
1	劇場、映画館、演芸場	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ・主階が1階にないもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの	○				●							●
2	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	○				●							●
3	病院、診療所 （患者の収容施設があるものに限る）	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	○				●							●
4	ホテル、旅館	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	●								●			
5	共同住宅	サービス付き高齢者向け住宅等に限る※1 ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの					●						●	
6	寄宿舎	サービス付き高齢者向け住宅等に限る※1 ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	-					●						●	
7	児童福祉施設等	就寝用福祉施設に限る※2 ・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・2階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの	○				●							●
8	学校	-	・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの ・3階以上の階で当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの	●									●		
9	体育館（学校に附属するものを除く）	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	●									●		
10	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	●									●		
11	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	・当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの ・当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの ・当該用途（100㎡超の部分）が地階にあるもの	・当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの					●							●
12	事務所	-	・当該用途に供する部分の階数が5以上で延べ面積が2,000㎡を超えるもの	○				●							●

※1：サービス付き高齢者向け住宅等

サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するもの。

※2：就寝用福祉施設

児童福祉施設等のうち、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、厚生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの（※3）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設。

※3：老人短期入所施設その他これらに類するもの

小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含み、宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これらに類するもの」に該当する。

※4：経過措置

改正法施行時点の既存建築物で新たに報告対象となるもののうち、H29.8.31以前が提出始期である用途のものは、経過措置として初回のみ1年提出始期を遅らせる。